

働き方改革推進支援資金のご案内

外国人労働者の職場定着や外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備などに取り組む事業主に対し、必要な運転資金・設備資金を特別利率で融資します。

融資限度額	中小企業事業 7億2千万円（うち長期運転資金2億5千万円） 国民生活事業 7,200万円（うち運転資金4,800万円）
返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

資金使途の対象事例

- 社内規定や事業所内の安全標識・社内掲示板等の多言語翻訳
- 外国人労働者のための職員寮、社宅の新設
新型コロナウイルス感染症対策・新しい生活様式への対応として
相部屋の寮を個室に改築、作業スペースの拡大等
- 外国人労働者の宗教に配慮した環境整備
「礼拝室」の設置等
- 外国人労働者の日本語教室の受講費用

※上記はあくまでも一例であり、中小企業事業では対象とならないケースもありますので、具体的には日本政策金融公庫の窓口にてご相談ください。

※実際のご利用にあたっては、日本政策金融公庫による審査が必要となります。

この制度の詳細は、[日本政策金融公庫ホームページ](https://www.jfc.go.jp/)をご覧ください。

貸付の手続きについては、日本政策金融公庫支店の窓口にお問い合わせください。

<https://www.jfc.go.jp/>

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>

